

令和3年度普通会計決算認定特別委員会

令和4年10月17日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

谷本政策監補

それでは、お手元に御用意させていただいております危機管理環境部の普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和3年度に実施いたしました危機管理環境部の主要施策の成果の概要について御説明いたします。

まず、1、危機管理体制強化の推進では、徳島県危機管理対処指針に基づき、全庁を挙げた危機管理対応及び的確、迅速な組織運営を行うとともに、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止と社会経済活動回復の両立を図るため、帰省者等に対する事前PCR検査を実施するなど、感染拡大の未然防止を図るとともに、感染防止対策徹底に向けた啓発や県内事業者への支援などを行いました。

2、県土強靱化の推進では、徳島県国土強靱化地域計画に基づき、安全・安心な地域社会の構築に向けた県土強靱化を推進するとともに、長期避難に備えた快適な避難所環境の確保など、市町村の防災・減災対策事業について重点的に支援を行いました。

3、迅速かつ円滑な復旧・復興では、大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を実現するため、地域住民を主体とした事前復興まちづくりワークショップを開催したほか、徳島県復興指針に基づき、事前復興の取組を推進いたしました。

4、災害対応力の強化では、防災関係機関相互の連携や広域的な応援及び受援体制の強化を図るため、官民が連携した各種訓練の実施や研究機関と連携した災害対応業務の標準化を推進するとともに、南部・西部防災館の活用に加え、マリンピア沖洲の旧印刷センターを広域物資輸送拠点として改修を進め、災害対応力の強化を推進しました。

5、良好な避難所環境の確保では、避難所の機能強化や設置、運営に国際基準を取り入れた取組を推進しました。

6、消防防災ヘリコプターの運航体制の強化では、的確な運航管理を実施するとともに、二人操縦士体制の運航を開始し、安全かつ効果的な運用を推進しました。

2 ページをお開きください。

7、消防団の充実強化では、学生や女性、消防団OB等の多様な人材が活躍できる取組や消防団応援店の拡充、消防団協力事業所の表彰など事業者との連携による消防団支援の環境づくりを推進しました。

8、救急搬送体制の強化では、新型コロナウイルス感染症などが拡大した場合において

も、救急搬送業務を継続するため、資器材を備蓄し、消防機関に迅速に提供できる体制を構築いたしました。

9、地域防災力の強化では、健康被害対策に重点を置いた避難所運営訓練や市町村による避難所運営体制の構築支援、地域の防災リーダーの育成、消防職員及び団員の教育訓練を行いました。

10、総合的な環境施策の推進では、環境首都とくしまとして各種環境施策の推進や多様な環境活動の支援など、県民総活躍での脱炭素、循環型社会の構築を推進しました。

また、自然公園等の施設整備、希少野生動植物の保護や生物多様性の確保を推進いたしました。

11、気候変動対策の推進では、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づく総合的な気候変動対策、自然エネルギー立県とくしま推進戦略や水素グリッド構想に加え、全国トップを切って令和3年12月に徳島県版・脱炭素ロードマップを策定し、自然エネルギーの最大限導入や地方発の水素社会実現に向けた取組を推進しております。

12、廃棄物処理対策及び循環型社会形成の推進では、一般廃棄物の適正処理を推進するため、市町村等に対して技術的援助を行いました。また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、徳島県独自の優良処理業者認定制度により、業者の育成を推進しました。

さらに、これまでの大量生産、消費、廃棄型の社会経済から脱却し、循環型社会の実現を目指すため、資源循環の取組を促進しました。

3ページを御覧ください。

13、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、大気、水質等を常時監視するとともに、発生源への立入調査等を実施し、汚染物質の排出抑制を推進しました。

また、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画等に基づき、環境保全の取組強化に努めました。

14、環境影響評価の推進では、環境影響評価の審査及び指導により、生活環境や自然環境の保全に努めました。

15、調査研究の充実では、保健製薬環境センターにおいて、保健、環境分野の課題を踏まえ、薬剤耐性菌検査の迅速化や省力化に関する試験研究などを実施し、保健衛生の向上、環境保全及び製薬業の振興に寄与するとともに、県民の安全・安心の確保に努めました。

16、新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着では、県消費者情報センターのリニューアルによる機能強化や市町村消費生活センターとの連携支援体制の充実を推進しました。

また、令和4年4月の成年年齢引下げを見据えた消費者被害防止一斉キャンペーンの実施など、消費者庁と連携したモデルプロジェクトの成果を創出し、徳島モデルとして全国に発信しました。

17、国際連携ネットワークの推進と世界展開では、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、徳島版国際連携ネットワーク等など活用した国際交流や情報発信に取り組むとともに、会場とオンライン併用のハイブリッド方式によりとくしま国際消費者フォーラムを開催しました。

18、安全安心な県民生活の推進では、交通安全運動の展開や広報、啓発などを実施しま

した。

また、犯罪の防止に関する活動、再犯の防止等に関する施策を推進するとともに、令和3年4月に策定した徳島県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、支援人材などに対する研修会の開催など、支援策の充実を図りました。

4ページをお開きください。

19、食の安全安心の実現では、徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、事業者への監視、指導及びHACCPに沿った衛生管理の向上を支援しました。

また、食品表示の適正化を推進するため、食品表示Gメンによる監視、指導を実施するとともに、食品の表示を正しく理解し、健康づくりや適切な消費活動に活用できる人材を育成しました。

20、安全安心な生活環境の実現では、理容業、美容業、クリーニング業など生活衛生関係事業者の衛生水準の向上による業界の健全な発展や新型コロナウイルス感染拡大による経営状況悪化に対しての支援を実施するとともに、水道事業者の経営基盤の強化や施設の強^{じん}靱化を促進しました。

21、動物由来感染症対策の推進では、医療、獣医療機関や、近隣県、大学、研究機関との連携を強化し、動物由来感染症ネットワーク・徳島モデルの構築に向けた取組を行いました。

22、食肉・食鳥肉の安全・安心の確保では、と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の遵守状況を監視、指導するため、検査員による外部検証を開始しました。

また、徳島県HACCP認証制度の普及、浸透を通じ、県産食肉・食鳥肉の安全・安心ブランドの確立を推進しました。

23、動物愛護及び適正管理の推進では、徳島県動物愛護管理推進計画に基づき、市町村、獣医師会やボランティアと連携し、犬、猫の不妊去勢手術を推進するとともに、譲渡交流拠点施設、きずなの里を活用した愛護意識の定着に努めました。

さらに、アニマルケースワーカーの活用により、犬、猫の適正飼育管理を推進しました。

5ページをお開きください。

5ページから10ページにかけては、当部の主要事業の内容及び成果について記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

11ページをお開きください。

歳入歳出決算額についてであります。

まず、一般会計についてでございます。

歳入決算額における収入済額は、最下段、左から4列目のとおり145億9,125万1,490円でございます。

12ページを御覧ください。

歳出決算額の支出済額は、最下段、左から3列目のとおり190億6,105万9,707円でございます。

表の右端の欄、予算現額と支出済額との比較において72億7万9,593円の差額が生じておりますが、その主な内容といたしましては、危機管理調整費や飲食店営業時間短縮協力

金支給事業の実績確定による不用，災害救助法の適用となる災害が県内で発生しなかったことによる不用38億7,586万6,993円及び危機管理調整費，徳島東部防災拠点施設等改修事業，震度情報ネットワークシステム再整備事業などの繰越し33億2,421万2,600円によるものでございます。

13ページをお開きください。

安全衛生課の都市用水水源費負担金特別会計でございます。

歳入決算額における収入済額は，最下段，左から4列目のとおり3,993万5,848円でございます。

歳出決算額の支出済額は，最下段，左から3列目のとおり3,993万5,110円でございます。

説明につきましては，以上でございます。

御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で，説明は終わりました。

これより，質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山委員

先ほど説明のありました委員会説明資料について質問したいと思います。

近年は，切迫する南海トラフ巨大地震に加えて線状降水帯による豪雨など，これまでに経験したことのない様々な自然災害がいつ起こっても不思議ではない状況です。自然災害から自らの生命や財産を守るためには，あらかじめ自分の住んでいるところにどんな危険があるか知っておくことが非常に重要であると思います。

そこで，委員会説明資料6ページの一番上にあります，復興災害を迎え撃つ「とくしまゼロ作戦」推進事業において，市町村へハザードマップの作成を支援したとありますが，どのような内容なのか教えてください。

鈴江事前復興室長

福山委員から御質問のありました，とくしまゼロ作戦推進事業の中身についてです。

県では市町村が取り組む防災対策を進めるために，複合災害を迎え撃つ「とくしまゼロ作戦」推進事業により，各種防災計画の策定や避難路の整備，避難所の機能強化などハード，ソフト両面の対策に対して支援を行っているところでございます。

御質問のありました令和3年度のハザードマップ作成につきましては，鳴門市をはじめとする6市町に対して補助金による支援を実施したものでございます。これらのハザードマップの内容につきましては，県が徳島県高潮浸水想定区域図を公表したことにより，市町において高潮ハザードマップの作成が必要となったため，本補助金を活用して6市町の全てが高潮ハザードマップを作成したものでございます。

なお，令和2年度から本年度の高潮ハザードマップ作成に係る補助金を市町に交付しており，これにより高潮浸水想定区域10市町全ての高潮ハザードマップが完成する見込みと

なっております。

福山委員

高潮については、過去に県内においても第二室戸台風による甚大な被害が発生しており、高潮ハザードマップを作成することは防災対策に非常に効果があると思います。

高潮に限らず、様々なハザードマップを市町村が作成していますが、県民の皆様へこれらのハザードマップを周知し、活用してもらうことが重要と考えますが、県としてどのような取組をしているのか教えてください。

鈴江事前復興室長

自然災害から県民の生命、財産を守るためには、自らの安全を守る自助、自主防災組織やボランティア等が地域の安全を確保する共助、県市町村等が県民を保護する公助のそれぞれの責務と役割を認識して、より密接に連携することが必要であります。

ハザードマップにつきましては、県民の皆様が自助による災害対策を進める上で非常に重要な役割を果たしますことから、県民の皆様にはハザードマップの重要性を広く周知し、市町村が提供する最新のハザードマップを活用してもらうことが必要であると考えております。

このため、これまで新たな被害想定や浸水想定が作成された場合には、市町村が速やかにハザードマップを提供できるよう支援を行うとともに、出前防災講座をはじめとする各種研修会、ホームページをはじめとする様々な媒体、市町村の自主防災組織などの各種団体などを通して、ハザードマップの重要性や有用性、さらにはスマートフォンなどからハザードマップを取得する方法について周知、啓発を行ってきたところでございます。

今後も市町村が最新のハザードマップを提供できるよう支援するとともに、あらゆる機会を捉え、ハザードマップの周知、啓発をより一層進め、県民の皆様が安全で安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

福山委員

県民の皆様は、ハザードマップの情報を基に自らの防災・減災対策を行うと思います。今後も県民の皆様へ最新のハザードマップが提供できるよう市町村のハザードマップ作成へ支援を行うとともに、ハザードマップの重要性や活用方法などについてしっかりと周知、啓発を行い、県民の生命や財産を守っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

増富委員

私のほうから何点か御質問させていただきます。

冒頭、部長から説明があった主要事業の内容及び成果ということで、2ページの上段、7、8番目なんですけど、消防団の充実、強化、それから救急搬送体制の強化ということで何問か質問させていただきたいんです。

言うまでもなく、近年、全国的に地震災害、風水害、大雨による災害が非常に多く、また激甚化しているというのが実際のところだと思うんです。南海トラフ大地震がいつか必

ず起こるだろうと言われている中で、消防団は非常に大切に必要存在だと思います。

そんな中、消防団の確保に非常に苦勞されておるということをよく聞くんですが、令和3年度は人材の確保と活性化を図るためにどのような取組をしたのか、まずお聞きしたいと思います。

林消防保安課長

ただいま増富委員より、令和3年度の消防団員の確保、活性化策について御質問いただいたところでございます。

委員のお話のとおり、近年、自然災害は激甚化、頻発化しておりまして、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される本県においては、地域防災力の維持、強化は喫緊の課題でありまして、その中核であります消防団の充実、強化は、極めて重要であると考えているところでございます。

このため、県では消防団員の確保やその活性化を図るため、令和3年度の主な取組といたしまして、消防団活動に協力する事業所を顕彰いたしまして、消防団活動への協力体制を充実させ、地域防災力の一層の向上を図ることを目的といたしました消防団協力事業所知事表彰や消防団員を地域ぐるみで応援するため、消防団員証の提示によりまして、団員やその家族の方がポイント優遇や割引を受けることができる消防団応援の店の拡充、消防団OB、シルバー大学校大学院卒業生などのアクティブシニアを対象といたしまして、これまで培った知識や経験を生かせるよう避難所の開設や運営などの実践的な訓練、あと高校生、大学生をターゲットに未来の消防団員を育成する消防団1日体験入団などの取組を市町村、県消防協会と連携して実施してまいりました。

増富委員

県としても様々な取組をされておるというのは十分よく分かります。実は僕も吉野川市山川町の消防団員なんですけれど、消防団の仕事は災害だけでなしに、人探しとか地域の自主防災会と協働で取り組むことであるとか、ふだんは防火水槽の点検だとか、ポンプの点検だとか、いろんな形で地域に貢献しているのが消防団の取組ということなんです。

実際、消防団員も非常に人材の確保が難しいということで、特に若年層、女性が注目されておるんですが、今後、多様な人材確保のためにどのような取組をしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

林消防保安課長

ただいま増富委員から、これからの取組、特に若年層、女性などの多様な人材の確保について御質問いただいたところでございます。

委員のお話のとおり、今後は更なる消防団の魅力や認知度の向上に努めるとともに、特に若年層や女性など多様な人材の確保やその活性化を図っていくことがとても重要であると考えているところでございます。

そこで、若年層の確保及び活性化策といたしましては、昨年度も実施いたしました消防団1日体験入団についてですが、今年度はその対象を小中学生まで拡大させていただきまして、教育委員会と連携した防災教育の一環として実施しているところでございます。

また、若年層の関心の高いSNSを活用した動画を消防団員はもとより、広く多くの皆様から募集いたしまして、消防団の魅力、認知度の向上につなげる消防団PR動画コンテストを行ってまいりたいと考えているところでございます。

女性消防団員の確保及び活性化策といたしましては、来る11月22日に全国の女性消防団員が一堂に会する第27回全国女性消防団員活性化徳島大会を開催いたしまして、消防団の活動や魅力を全国に発信するとともに、本大会を起爆剤といたしまして、女性消防団員の更なる活動の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、緊急時に必要な知識や技術を習得し、現場での対応力の向上を目指す女性消防団員スキルアップ研修、さきの9月議会で補正予算として御承認いただきました地域メディアを活用して女性消防団員の活躍や仕事の魅力発信、女性が抱える課題の抽出、その解決策を見いだすワークショップ、またワークショップで議論した内容を発表する成果発表会を開催してまいりたいと考えているところでございます。

増富委員

様々な取組をやっているということですが、特に中山間部と申しますか、田舎に行くと行事とか地域にかなり密着していて、消防団の役割と消防団との結び付きが非常に大切なものになっておるんです。ですから、今後とも更なる消防団員確保に向けて、もっと積極的に大々的にやっていただきたいなと思います。

そして、その消防団員の処遇改善についても、もう1問お聞かせいただきたいんです。

新聞報道でどこかの町村が年額報酬を引き上げたというような報道をよく聞くんですが、全国的にも処遇改善という動きがどんどん進んでいる中、どのような背景でこのようなことになっているのか聞きたいと思います。

林消防保安課長

ただいま、消防団の処遇改善について御質問いただいたところでございます。

消防団員につきましては、消防組織法に定める非常勤の地方公務員として、平時から地域に密着し災害時は昼夜を問わず活動していただいております。消防団員の処遇につきましては十分配慮する必要があると考えておるところでございます。

このため、市町村では、消防団員の活動実態に見合う適切な額の報酬を条例で定めまして支給をしてきたところでございます。近年、全国的にも減少が著しい消防団員の確保に向けて、国のほうでも積極的に消防団員の報酬等について処遇改善に取り組んでいるところでございます。令和2年12月には消防団員の処遇等に関する検討会を設置いたしまして、令和3年4月には非常勤消防団員の報酬等の基準を策定したところでございます。

その基準の中身でございますけれども、団員階級の方の年額報酬は3万6,500円を標準とすること、そして、出動に係る支給、それまでは手当だったんですが、出動報酬として見直しまして、1日当たり8,000円が標準の額になったところでございます。

さらに、令和4年度からはこの基準を踏まえまして、各市町村の財政需要額に的確に反映されるよう、地方財政措置である普通交付税、特別交付税の見直しがされているところでございます。

増富委員

ただいま御答弁の中で報酬等の基準ということで年額3万6,500円、それから1日当たりの出勤報酬、基礎手当を8,000円とするということなのですが、実際、冒頭で申し上げましたとおり、市町村ですごくばらつきがあるんです。県内の処遇改善の動きというのはどういう状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

林消防保安課長

ただいま増富委員より、県内の市町村の状況について御質問いただいたところでございます。

本県内の状況につきましては、本年4月1日時点で、国の基準に定める年額報酬標準額3万6,500円以上への引上げを行っていただいている市町村が3市町ございました。

こうした状況を受けまして、県においては国の方針や動きについて、昨年度来、逐次、情報がありましたら市町村に情報を提供するとともに、未対応の市町村に対しては全て訪問させていただいた上で、国の基準や制度の説明を行ってきたところでございます。

その結果、9月末時点での年額報酬の引上げに対応していただいた市町村は12市町村となっているところでございます。

今後も、引き続きあらゆる機会を捉えまして、対応を検討中の市町村でありますとか、未対応の市町村に対しまして、早期の処遇改善に取り組むよう働き掛けてまいりたいと思っております。

増富委員

何度も言うんですが、消防団は地域に密着したものでありますので、今後とも初期消防、先ほどより申しましたように人探しなど地域に密着した活動もできますので、県としてもしっかりと対応していただきたい。それから、ばらつきのあるところをできるだけ早急に同じ線に持っていくように進めていただきたいと思っております。

もう1点なんですが、下の部分で、救急搬送困難事案について、新型コロナウイルス感染症の第7波による非常に大変な状況だと思うんですが、現在はどのような状況になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

林消防保安課長

ただいま増富委員から、救急搬送困難事案について御質問いただきました。

現在の状況でございますが、感染拡大の第7波によりまして、新規感染者数の増加に伴い、本県においても救急搬送困難事案が増加したところでございます。

8月中旬をピークに新規感染者数の減少に伴いまして、救急困難事案につきましても、8月の313件から9月は160件と減少しているところでございます。

各消防本部に、現在の救急現場の現状について、先週の10月14日に聞き取りをさせていただいたところ、現在は落ち着いていると伺っているところでございます。

増富委員

新聞とかテレビとか見ておったら、第7波で救急車が来ないという事案が毎日毎日耳に

入ってくる、目に入ってくるような状況です。

徳島県としては、第7波のピークのときにはどのような対応を行ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

林消防保安課長

ただいま増富委員から、ピーク時の県の対応について御質問いただいたところでございます。

県内の救急搬送困難事案件数につきましては、令和2年のコロナ禍以降、常に各消防本部等に救急現場の状況等を聞き取りするとともに、その件数を報告いただいていたところでございます。

第7波によりまして、7月に入り救急搬送困難事案件数が増加傾向となったため、県といたしましても現場の状況をより把握するため聞き取り回数を増やすとともに、8月からは週ごとの件数をお伺いすることとしたところでございます。

8月に入りまして、救急現場は厳しい状況ではありましたが、県内の全13消防本部にしっかりと対応していただきまして、業務継続には支障がないことを把握していたところでございます。

さらに、第7波が長期化する可能性があったため、8月29日には保健福祉部、病院局にも出席いただき、急きょ13消防本部の消防長が一堂に会する臨時の消防長会議を開催いたしまして、救急搬送困難事案を含む各消防本部の救急現場、救急搬送の現状、職員の勤務体制の状況、また救急医療機関の現状、感染者を診療する医療機関の最新のリストの共有、現在、試験運用中であります救急搬送支援システムの現状などについて情報共有を行うとともに、意見交換会を行いました。

当会議の中では、各消防長からコロナ感染者、コロナ以外の傷病者とともに、軽症者の搬送が多い、感染症疑いの方の受入先の調整が難しく時間を要している、救急搬送のひっ迫を防ぐためには、救急車の適正利用について県民の方への周知徹底がもう少し必要なのではないかというような御意見を多く頂いたところでございます。

そこで直ちに、8月31日には各消防本部はもとより、市町村の防災部局、消防団の事務担当部局、県消防協会等に対して、当時発出しておりました徳島県B A. 5対策強化宣言の中に救急車の適正利用を盛り込んでおったんですが、その宣言の周知はもとより、急なけがや病気をしたときに救急車を呼んだほうがいいか判断に迷ったときには是非御利用いただきたい電話相談窓口#7119でありますとか、こども医療電話相談#8000の活用による救急車の適正利用について県民の皆様に改めて周知いただくよう依頼文を発出したところでございます。

増富委員

第7波ということで県、各それぞれの消防も大変な状況だったというのはよく分かりました。やはり第7波を踏まえた、もしかしたら来るであろうという第8波に対してどのような取組をしていくのかというのが大事だと思うんですが、そのことについてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

林消防保安課長

ただいま増富委員より、今後の感染拡大についての対策をとということで御質問いただいたところでございます。

救急現場や医療機関の状況等について、当然13消防本部は、県の保健福祉部等と情報共有を図ることはもちろんのことなのですが、救急車の適正利用についても引き続き周知してまいりたいと考えているところでございます。

また、感染拡大第7波時においては、各消防本部の業務継続には支障がなくしっかりと対応していただいたところでございますが、もし仮に今後更に大きな感染拡大が起こりまして、1市町村、1消防本部の消防力のみをもってしても救急搬送に対応できない場合もあるかと思えます。そういう場合は基本的には相互応援協定に基づいて近隣の消防本部に応援要請をすることになるわけですが、もし要請先の決定等に難航した場合は、県が積極的に調整役としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えているところでございます。

また、現在、試験運用中であります医療機関と救急隊などの救急医療関係者をつないで搬送患者の情報や応需情報をリアルタイムで共有できる救急搬送支援システムの11月からの本格的な運用に向けまして今、試験運用をしているんですが、現場の意見を反映した使いやすいシステムとなるよう着実に構築を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも現場での救急活動、救急搬送が円滑に実施できるよう保健福祉部はもとより各消防本部でありますとか市町村、消防団等としっかりと連携いたしまして、県民の皆様の安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

増富委員

大切なのはやはり備えです。それと最悪を想定しながらということが大事だと思うんですが、引き続き、県民の安心・安全のためにしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

古川委員

先ほど説明の中で脱炭素の取組もしっかり行ったという説明がありました。

脱炭素ロードマップを作成したということで、県民総活躍の啓発活動を行っていったということ、また、地方から水素グリッドということで水素の取組も進めたということを知りました。

この3点以外の令和3年度の実績をどのように行って、どういう成果が上がったかというのを教えてもらえますか。

原グリーン社会推進課長

ただいま古川委員から、令和3年度の脱炭素に向けた取組ということで御質問いただきました。

2050年のカーボンニュートラルを実現するためには、2030年度目標である温室効果ガス排出量2013年度比50パーセント削減の達成に向けて市町村の取組も極めて重要でございま

す。

全庁的に取り組む目標としましては、先ほども政策監補のほうから話がありましたけれども、県版の脱炭素ロードマップを策定いたしました。重点施策として自然エネルギーの最大限導入、水素グリッド構想の推進と循環経済の移行を3本柱に、2025年の目標、2023年の目標に向けて個々の取組を定めました。令和3年度はその目標を作ったということが一番大きな成果でございます、それに向かって今年度も個々の施策にしっかりと取り組んでいるところでございます。

古川委員

令和3年度はしっかりと目標を決めてスタートしたという話かと思えます。

2030年までに50パーセントという目標を定めて、これをしっかりと達成していく、間に合わせていくということがすごく大事だと思います。2030年もそんなには時間がないので、もしこれが達成できないとやっぱり1.5度目標というのはかなり厳しくなりますし、2度目標というのでもかなり危うくなってくるかなと思っていますので、これは何としても死守してもらいたいと思っています。

国も46パーセント、50パーセントの高みを目指すということなので、徳島県はエネルギー消費量も少ないですし、森林のCO₂吸収源も多い地域ですので、全国的には50パーセントと言わず、それ以上やっていかんといけない。国が50パーセントの高みを目指すというのは、とてもじゃないけれど地方が頑張らんとやっていけないと思うんです。という意味では、本当に最低50パーセント、それ以上を、2030年ですから大変短い期間でやっていかないとということで、ロードマップを基にして進めていただきたいと思っています。

特に2030年となると、新技術も並行して開発していくのはすごく大事なんですけども、実効性が上がってくるとなるとかなり時間が掛かってくると思いますので、やはり今ある技術をしっかりと使いながら、並行して新技術もという形の考え方でお願いしたいと思っています。

徳島県の場合、やはり太陽光パネルをどう増やしていくか。公共施設の率先、また屋根置き、さらに農地でのソーラーシェアリング、また農地への設置については事業者中心の乱開発は避けるべきだと思いますので、行政がしっかりとグリップをして優良事例を作っていく。そういうことをしっかりと2030年までに進めていってほしいと思うんです。

来年度の予算編成も動き出していると思います。現在の太陽光パネルへの取組について話せるところがあったら教えていただきたいなと思います。

原グリーン社会推進課長

ただいま古川委員から、太陽光パネルの設置に向けた今後の取組ということで御質問いただきました。

繰り返しになりますけれども、県版のロードマップの中では重点施策の中に自然エネルギー最大限導入というのを大きな柱としております。

改正地球温暖化対策推進法に係る再生エネルギーの促進区域の設定ということで7月中に市町村の再エネ促進区域の設定の羅針盤となります、これも全国に先駆けてということ

で、徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準を策定いたしました。

また、7月から8月の夏場にかけて脱炭素先行地域や促進区域等の説明のために、県内市町村を訪問して御協力について話を伺ったところでございます。

今後は、その配慮基準に基づき、市町村において促進区域の設定が進むように、今後検討いたしまして技術的助言を行ってまいりたいと考えています。

古川委員

当然、市町村の促進区域、先行地域も市町村にとにかく頑張ってくれというのではなしに、県も率先してやっていかないかんと思います。公共施設等での率先については、特に県が率先してやっていかないかんと思います。

とにかくお金が要る話なので、県でなかなかお金を都合するというのは難しいので国にどうやって頑張ってもらうか。今、新聞報道でもいろんな基金を作ったり、国のほうも考えているみたいですが、そういうのをしっかりと遅れることなく活用できるように情報収集もしながら、徳島が全国に遅れるというよりも、どっちかという自然エネルギーの徳島県ということで、しっかりと先に推進していけるように頑張っていってほしいなと思っていますのでよろしく願いいたします。

原グリーン社会推進課長

古川委員からエールを頂きました。

先ほどは、市町村の支援といいますか、促進区域の設定について御答弁させていただきましたが、県におきましてもしっかりとやっていくべきというお話がございました。

P P A、事業者登録制度というのがございます。これは太陽光発電を初期費用ゼロで、屋根置きとかリースで各家庭に設置できるという取組でございます。この事業者を募集し、県がその事業者を登録して、優良な事業者ですというお墨付きを与えることで県民の皆様が安心して導入していただく事業を9月から実施しております。それについても県が率先して県有施設への率先導入も含めまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

古川委員が御質問されたので関連で質問させていただきます。

11番目の項目の気候変動対策の推進について、2030年に温室効果ガス50パーセント削減というのに向けていかないと、地球に人類がちゃんと住めるようになるかどうか分からないような瀬戸際になっているところです。そのために、私が思うのは再エネの推進と断熱政策が中心になると思うんですけれども、県はそのほか水素グリッド構想ということで水素の政策にすごく力を入れていらっしゃると思うんです。水素というのでも、脱炭素にはなくてはならないものということでも力を入れるのはいいと思うんですけれども、その中でどのような水素を使うのかということと、どの分野に水素を使うのかという方向性をしっかり持っていたかかないと、今後の徳島の産業経済にも影響してくるかと思うので、その意味で質問させていただきます。

消費者・環境対策特別委員会のときにも申したんですけれども、水素にはグリーン水

素、ブルー水素、グレー水素、ターコイズ水素とかいろいろ水素があって、脱炭素のためには水素を作るエネルギーに再生可能エネルギーを使わないと脱炭素100パーセントの意味にはならないということを申し上げました。県の御担当の方もグリーン水素中心でやっていきますという答えを、難しい部分もありますけれども、それを念頭に置いてやっていきますという御答弁を頂いているところです。

それで、その点について、今県庁にある水素ステーションはグリーン水素でやっていきますということだったんですけれども、庁舎の上の太陽光発電で発電したエネルギーを使って水を分解して水素を作っていると思うんですけれども、これの令和3年度の実績をお伺いしたいと思います。どれぐらいの量で、どれぐらいの車に供給しているかということが分かりましたらお願いします。

加藤水素グリッド推進室長

吉田委員から、県庁の水素ステーション、SHSの実績についてお問合せを頂きました。

SHSにつきましては、県庁舎で今、設置しております太陽光パネルを利用いたしまして、再生可能エネルギーで水素を生成して県の公用車に充填しております。

現在、県の公用車は、パトカーも含めましてMIRAIが7台ございますので、それが1年間に走るだけの水素を充填しております。水素ステーション、SHSは1日に1.5キログラムの水素が製造できまして、タンクには19キロまで貯蔵できますので、都度都度、それぞれの車に充填しているということになっております。

この充填に当たりまして必要な電力量といたしましては、年によって若干の差異はございますが、年間大体約1万5,000キロワットアワーの電力量が必要となっております、再生可能エネルギーで賄うことになっております。

吉田委員

太陽光パネルは年間どれぐらいの発電量でしょうか。

加藤水素グリッド推進室長

県庁の万代庁舎の太陽光パネルの電力の製造量についてお問合せを頂きました。

管財課に確認いたしましたところ、6万8,000キロワットアワーが昨年度のおおよその実績だとお聞きしております。

吉田委員

パネルが1年間に約6万8,000キロワットアワー発電して、そのうち1万5,000キロワットアワーを水素製造に使っているということです。その1万5,000キロワットアワーがパトカーを合わせた県有車の7台の燃料電池車を動かしているということです。この燃費を知りたいところなんですけれども、燃費はMIRAIの規格にあると思うんですけれども、この7台の年間走行距離は調べていらっしゃいますか。

加藤水素グリッド推進室長

それぞれ車の所管が違いますので、今、全ての車の走行距離は出しておりません。申し訳ございません。

吉田委員

水素社会を進めていく上で、脱炭素の県の目玉が水素ということで、使っている車がどれぐらい走っていて、1万5,000キロワットアワーでどういう効果があるのかという数字も県民に公表して応援してもらおうというのが県行政の姿だと思うので、そこら辺もきっちりしていただきたいと思います。

残りの5万3,000キロワットアワーの電気は売電でしょうか、それとも庁舎で使われているのでしょうか。

加藤水素グリッド推進室長

水素を生成する以外の残りの電力につきましては、この万代庁舎の電気として消費しております。

吉田委員

県の公用車の中で電気自動車は余り台数がないと聞いているんですけども、普通に考えた場合、発電した電気を直接EV車が使うほうが絶対に効率がいいと思うんです。EV車が少なく、水素に力を入れているのでMIRAIが7台ということなんです。今後の計画に対して、EV車のほうも増やしていただきたいということをまた次の違う委員会で要望したいと思います。

このようなことを何で質問したかといいますと、どの分野に水素を使うのかというのがあります。グリーン水素でいくんだけれども、今後、世界も化学製品や鉄鋼など今はグレー水素が使われている分野の製品を、今後はグリーン水素の製品でないとサプライチェーンに持っていけないような世界が2030年以降来るらしいんです。

そういうときに、そちらのほうにまずグリーン水素の再エネがどんどん推進されていった場合に、余った再エネを水素にするべきなんです。化学工業とか鉄鋼業に優先的に回し、またEVで対応できないような大型の船舶であるとか長距離の航空機に利用した場合に、個人の自家用車に水素を使うという世界は今後は難しいんじゃないかというような指摘がこれから大きくなってくると思います。デモンストレーション的に水素は環境にいいんだということをアピールするためには県の取組はそういう意味ではいいかなと思うんですけども、将来を見たときに、今後どうなるのかなというのがすごく心配になってくるところです。

今後の政策を決定する過程において効率のことであるとか、どういう分野で水素を使うのかというのをしっかりと検討の中心に据えていただきたいと思います。

そういう意味での令和3年度のモデル的な庁舎の水素自動車に対するいろんな数字の質問だったんです。私の意図はそういうところなのでよろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。

加藤水素グリッド推進室長

今、水素をどういう分野で活用していくかについて、吉田委員から御指摘いただきました。

電動車も従来非常に距離が短かったものがだんだん長い距離を走れるようなものが増えてきておりますし、コスト的な部分もある程度下がってきている部分もありますので、全てを水素で賄うのかといったあたりは経済合理性と技術革新の状況を見極めながら、今何が一番効果的なのかを鑑みて、県の支援策等も検討していければと思っております。そのあたりのベストミックスを検討していきたいと思っておりますので御理解いただければと思います。

岡委員

主要施策の成果に関する説明の18ページの動物愛護のところをお聞きしたいんです。次世代につながるアニマルパートナーシップ事業の中で、主要事業の内容及び成果で、アニマルケースワーカー任命人数9名とあるんですが、任命基準みたいなものが明確にあたりするんでしょうか。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま岡委員から、アニマルケースワーカーの任命基準について御質問いただきました。

アニマルケースワーカーは、これまでに我々が協力、いろいろ育ててきたというのもあるんですけども、動物愛護推進員、ボランティアといった中から昨年度から所長が任命して現地に派遣しているところでございます。

岡委員

任命されたことに対するメリット、違いは。一般のボランティアや愛護推進員からアニマルケースワーカーに任命されることによって何が変わるんでしょうか。

中村動物愛護管理センター所長

現在、動物愛護推進員が62名、それとボランティアが約300名ですけども、昨年度、アニマルケースワーカーに任命したのが9名となっております。

この9名をどういうふうに任命したかというところ、これまで我々とお付き合いしていただいた推進員、ボランティアといったところのリーダー的な方を任命しているという形になっています。これから動物愛護を引っ張ってやっていただくところを視点に置いて任命しております。

岡委員

今まで中心でやってきてくれたグループや推進員の中のリーダー的な存在の方に、今そういうアニマルケースワーカーになっていただいて、より意識を高めていただくぐらいのものなんですね。分かりました。

あと、その中で飼い主のいない猫への技術的支援頭数260頭とあるんですけども、技術的支援は具体的にどんなことなのか教えてください。

中村動物愛護管理センター所長

何で技術的支援という形を取ったかといいますと、県、市町村が実施しております飼い主のいない猫における手術助成制度がありますが、それが十分に活用できるようにです。いろんな問題点があるんですけども、その一つに助成期間内に猫を捕まえられないといった問題がございまして、そういうところを支援できないかということで専門的な部分を考えたところでございます。

手術を目的とした猫の捕獲、県では猫を捕獲していませんので、そういったところを担っていただくということです。地域猫をTNRするんですけども、地域猫としての管理方法といったところを、地域に派遣しながら、十分地域住民の方に理解していただいて、飼い主のいない猫をしっかり減らしていくというところでございます。

岡委員

捕まえにくい猫はこうやったら捕まえやすいとか、地域猫はこういうふうに育てていったほうが地域の人たちとよりうまく生活していけるという技術を教えるということでもいいんですね。分かりました。

あと、市町村適正管理推進モデル支援事業の中で、動物愛護管理適正化地域活性化推進補助金の交付状況を書いていたいただいているんですが、24市町村で1,281頭分です。

この補助の対象が、市町村がモデル的に実施する不妊去勢手術の推進や飼い主のいない猫への繁殖制限措置などを支援したとあるんですけども、僕の認識では、市町村がモデル的に実施する不妊去勢手術というのが飼い猫なんか、飼い主がいない猫、いわゆる野良猫と以前言われていたような猫に対するのが補助なんかという認識なんですけれども、その認識で合っているのかどうかということと、438万2,000円出ているうちのどれぐらいの割合が市町村のモデル的に実施している事業で、どれぐらいが飼い主のいない猫への繁殖制限措置に当たるのかというのを教えていただきたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

岡委員の認識で合っております。

この事業は飼い主のいるほうと、飼い主のいないほうの二つが主軸になっております。令和3年度は予算的に480万円で、飼い主ありが757頭でございまして、飼い主のいないほうの助成につきましては、11市町で524頭で合計1,281頭となっております。

岡委員

計算してみたんですけども、大体1件、県からの補助が3万四、五千円ぐらいかなというようなところなんです。両方とも去勢、避妊ですよ。やることは多分一緒だと思うんですけども、どれぐらいのお金が掛かっているのか。市町村と県が折半で全部出しているのか、以前にはボランティアの方が直接持ち込んで自分でお金払っているような話もよく聞いていて、1回本会議で質問したことがあるんです。多分御承知いただいていると思うんですけども。今はどういうふうな状況になっているか、分かる範囲で教えていただけますか。

中村動物愛護管理センター所長

猫の不妊・去勢手術でございますけれども、やっぱり雌のほうが高くて大体2万円、3万円と高いところでは非常に高く、安いところになると5,000円とか8,000円。これはスペイクリニックという専門的にやられているところでございます。雄のほうについても1万5,000円から3万円ぐらいとなっております。

この補助金制度なんですけれども、飼い主ありのほうにつきましては、県と市町村で5,000円の補助、飼い主がないほうにつきましては、県と市町村で1万円を上限とする事業です。ですので、差し引いたお金につきましては、飼い主であったり、ボランティアさんが一部出しているといった状況もあります。

岡委員

状況は分かりました。

飼い主がいच्छるところというのは補助して、残りを御自身が出すというのは分かるんです。ボランティアさんなんかはクラウドファンディングで費用を募っているところとやっていच्छるところという状況も聞いておりますし、知っております。けれども、飼い主のいない猫への繁殖制限は、ボランティアの方に捕まえてきていただいて、さらにお金まで出していただいてというのはちょっと違うんじゃないかなと思います。

現時点でも1,281頭やった中で438万円というのが大きい金額か小さい金額かというのはいろんな意見があるところかと思うんですけれども、ボランティアの方々はそのも自分の飼い猫ではないわけです。こういうことがあってはいかんと、殺処分されたりするという状況を見るのが忍びないので、ボランティアとしていろいろ動いていただいて、避妊、去勢までして地域猫として育てていこうという方にお金を払っていただいて不妊手術をする状況は変えていかないと多分進まんでしょう。いろんな方々がクラウドファンディングなりでお金を融通していただいてという有り難い話もいろいろあるんでしょうけれども、いわゆる野良猫と言われる猫の繁殖制限をしていきたいというのであれば、もうちょっと行政として予算をしっかりと組んでやっていくべきことではないかなと思います。

飼い猫と金額が一緒で、捕まえた人に払ってというのはちょっと違うだろうと思うんで、この辺に関してはしっかりと見直しをしていただきたい。

余計なことは余り言いませんけれど、ほかに要らんような補助金があるんですから、それを回してきたら恐らく全額補助できると思います。そういうこともしっかりと考えていただきたいということを要望させてもらいたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま岡委員から非常にいい御意見を頂きました。

我々もボランティアを非常に大切に思っておりますので、自身でお金を出されるという非常に心苦しいところがあります。

先ほどのアニマルケースワーカーに対しても1匹につきまして1万2,000円と補助額を出しております。去年は260頭だったんですけれども、今年度については380頭まで上げてございます。

そういうふうな形で、少しでもボランティアに還元できるというんじゃないんですけれども、そういったことを考えながら、また県でも令和元年からクラウドファンディングを実施しております。ボランティアが県外に犬、猫を搬送するのにお金が掛かってきます。そういったことに我々も心苦しいところがあって、クラウドファンディングをしながらそういったところに充てているという状況でございます。

引き続き、いろんな施策を考えながら、ボランティアと協力しながらやっていきたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思っております。

岡委員

努力していただいているということは重々分かっております。以前と比べたら相当状況も変わってきたと思っておりますし、それをより推進していただきたいということです。

ボランティアというのは無償という意味合いでとられているんだろうと思うんですけれども、いろんな経費は出した上で、それ以上に例えば対価を求めないというのが私はボランティアだと思っています。自分がお金を出す今の状況だったらボランティアという状態ではないよな。しかも、行政もそれは問題意識として取り組んでいるのであれば、そういうところはしっかりとやっていただきたいです。

今年度、飼い主のいない猫への繁殖制限措置が五百何十頭あったんだったら、最低限それぐらいの分は予算化をしていっていただきたいなと思います。やればやるほど赤が出るんでやめとこうかという話にはならないようにだけは、しっかりと今後も取組をしていっていただきたいと要望して終わります。

達田委員

今回の説明資料の中の5ページなんですけれども、危機管理の分野でのコロナ対策についてお尋ねしたいと思っております。

令和2年度に続いて、3年度も非常に大きな金額がコロナ対策に使われてまいりました。それで、決算を見ますと、危機管理政策課がとくしまゼロ作戦課と並んで非常に大きな金額、特に危機管理政策課が大きいです。210億645万8,000円という予算現額に対して161億3,150万5,907円という支出済額となっております。

このうちコロナの対策につきましては、国からの臨時交付金が充てられているかと思うんですけれども、危機管理で入ってきた臨時交付金の全体が幾らだったのか。そして、コロナ対策に幾ら使われたのか。それから、決算額を見ますと繰越額がございまして。この繰越額の13億余円りの繰越額の中で、コロナ対策の事業の繰越しというのは幾らだったのか。そして、その隣に不用額があるんですけれども、これも35億円余りの不用額が出ておりますけれども、このうちのコロナ対策というのは幾らだったのか。この12ページと5ページの対策について説明いただけたらと思っております。

永戸危機管理政策課長

ただいま達田委員から、当部におけるコロナ対策について御質問いただきました。

まず、臨時交付金の分でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国のほうからかなり大きな額が来ておまして、それを使ってコロナ対策をやって

おります。臨時交付金の額とコロナ対策の額はかなり近い部分があると思います。コロナ対策全体で幾らかというのは手元には資料がないんですが、ほぼ臨時交付金が大部分を占めていると御理解いただければと思います。

当部におきます臨時交付金については総額でかなり大きい額ですが128億9,695万4,000円を令和3年度に執行させていただいております。

どんな事業に使っているかということでございますが、先ほど達田委員がおっしゃったように委員会資料の5ページを御覧ください。

この中で一番大きなものとしては、真ん中にあります飲食店営業時間短縮協力金支給事業でございます、こちらのほうで68億円ございます。これが一番大きいものです。

この飲食店の協力金については、一番上の危機管理調整費のほうでも、58億円のうち30億円を協力金に使っています。まず、危機管理調整費のほうで計上して、その後別に予算計上したという形になっておりますので、合わせて約100億円近くの金額が飲食店の営業時間短縮協力金に充てられております。

それから、この資料の上から三つ目でございます。「新しい生活様式」実装推進事業、これも飲食店でございますけれども、これは令和2年度の途中から始めた事業でございます3年度に繰り越して使っているものでございます。こちらのほうも時短要請を掛ける前の飲食店を支援するための経費として9億4,500万円、これも対象になっております。

それから、一番下にあります飲食店等PCR検査推進事業につきまして、この1億8,600万円も交付金の対象となっているところでございます。

臨時交付金の使途についての主なものは以上でございます。

それから、次に繰越しの関係でございます。

繰越金が資料の12ページのほうでは、委員がおっしゃったように13億5,000万円となっております。この13億5,000万円のうち一番大きなものは毎年10億円の危機管理調整費を次年度の予想し難い経費として、コロナ対策に充てているために10億円を繰り越していますので、その10億円を枠として繰り越しております。

残り3億5,000万円でございますけれども、その中で約2億円につきましては、先ほど申し上げました資料5ページのほうの一番下にPCR検査事業があったと思うのですが、こちらのほうが約2億円です。さらに次年度、今年度の検査事業に応じるために2億3,000万円を繰り越しているところでございます。

それから、資料の中にはないんですけれども、商工労働観光部のほうで事業継続応援金という飲食店を含むいろんな店の方々の売上げが減少したところに対して補助する事業をやっていますけれども、その事務的経費として5,000万円ほど繰り越しております。そういったことで1億3,000万円ほどの繰越しが生じておるわけでございます。

続きまして不用額でございます。これも12ページを御覧いただけますでしょうか。

不用額が当課の部分で35億円ほどございます。この不用額の中でコロナの関係でございますが、まず、この35億円のうち約18億円が昨年度から繰り越した分の不用額となっております。そのうち16億円は、先ほど5ページの3番目の事業、飲食店応援事業が24億円で繰り越しておったところが、実際に申請いただいた金額が9億4,500万円だったので、その差額の部分が不用としてなっております。

それから、令和3年度の現年度事業といたしましては、飲食店の営業時間短縮協力金の

支援事業でございます。こちらのほうがおおむね13億円ぐらい不用になっています。こちらにつきましても同じでございますが、予算をかなり多めに計上しておりまして、実際に手が挙がってきて支給した協力金がここに出なかったというところで、かなり不用が出ていまして、2月補正で落してもよかったんですけども、昨年度末につきましては、いわゆる第6波が急激に増えていましたので、そういったときにいつでも飲食店に対する時短要請を掛けられるように落とさずに維持していたというものでございます。

したがいまして、この35億円のほとんどがコロナ対策でございますが、そういったやむを得ぬ事業によって不用になったものでございます。これからもせつかく国から頂いた臨時交付金ですので、積極的に使っていきたいと考えております。

達田委員

いろいろ計画していたとおりにはいかない面もあるかと思えます。

やはりコロナ禍が令和2年度から3年度、そして4年度といつまで続くか分からないような状態になっております。この予算は今までなかった予算で、非常に大きな予算が国からも来たということで、営業を守る、暮らしを守る、そして健康を守る、そういう本当に大事な取組に有効に使っていただきたいと思えますので、今後とも取組をよろしく願いしたいと思えます。

ただ、飲食店の方はこういう事業がなくなったけれどもお客が回復したわけではないんだということで、本当にあっぷあっぷしておりますという声、恐らく県の方もそういう声をたくさんお聞きになっていると思うんです。そういうところで重要な事業が引き続き行われて、経済の回復というのが図られるようお願いをしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

もう1点なんですけれども、この中で徳島化製に対する補助金というのがどこに入っているのかちょっと分からないんですけれども、令和3年度はどういう事業で幾ら出されたのか、お尋ねいたします。

都築安全衛生課長

ただいま徳島化製への補助金について御質問いただいております。

徳島化製への補助金につきましては、乳肉衛生管理指導費の中に化製場衛生確保対策費補助金としまして、県下の食肉センター等の食肉生産過程から排出される獣骨や脂などの畜産副産物の適正処理に対する補助事業としまして、令和3年度は1,113万7,000円の補助を行っております。

達田委員

これは当初から数えて令和3年度まで合計で累計幾らになるんでしょうか。

都築安全衛生課長

これまでの化製場衛生確保対策事業費の総額としまして13億6,422万8,590円となっております。

達田委員

この事業については、これまで随分取り上げられてきましたけれども、いつ終わるんですかということが言われます。いつ終わるんでしょうか。

都築安全衛生課長

補助事業の目的、必要性などにつきまして検討を行う中で、当該事業は県下の食肉センター等の食肉生産過程から排出される獣骨や脂などの畜産副産物の適正処理に対する補助事業でありまして、食肉生産業の振興や畜産副産物の再資源化などに寄与するなど、広く県民の日常生活に関連性を持つ必要性の高い事業であると認識しており予算計上をお願いしているところでございます。

なお、今後につきましては、補助事業の目的や有効性などにつきまして、引き続き見直し、検討を行い、事業の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

農林水産部でも出しているんですけれども、説明資料の中に単独で入っていたんですよ。ところが、危機管理環境部はこの事業が入っていないということで、結局幾らだったのか、どういう使い方がされたのかということもよく分からないんです。

今御説明いただきましたように、例えば令和3年度に再資源化がどれだけできたのかとか、こういう具体的なこういうことをやりましたというような説明をきちんと行っていくということは大事だと思います。透明性を確保するということ。

それから、ほかの事業者にこういうことは一切出していないんです。ほかの事業所もコロナ下で大変な思いをして経営されている。だけれども、県から融資はしてくれても、くれるということはないわけなんです。そういう不公平な補助金がいつまでも続くということは、これは県民から見て本当におかしいと多くの方が考えていると思います。それでいつ終わるのかということのを是非ちゃんと示していただきたいと思います。

先ほどの御答弁ではちょっとはつきり分かりませんでしたので、県としては終期を定めているのか、それとも定めていないのか、その点をお答えください。

都築安全衛生課長

繰り返しになりますが、今後におきましては、事業の目的でありますとか有効性とか、効率性などにつきまして引き続き見直し、検討を行っていきたいと考えております。

達田委員

もう何十年も見直し、検討ということできたと思うんですけれども、やっぱりこういう予算に対しては認めることはできないと申し上げて終わります。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時59分）